

盛岡市フラワーバスケット器材貸付要綱

〔平成16年4月13日〕
〔盛岡市告示第136号〕

(目的)

第1 この告示は、商店街組織等に対して、フラワーバスケットの設置及び管理に必要な器材（以下「フラワーバスケット器材」という。）を貸し付けることにより、市民の積極的かつ継続的な美化活動を促進し、もって花と緑があふれるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において「商店街組織等」とは、商店街組織、道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）の縁により組織された団体、町内会その他市長が認める団体をいう。

2 この告示において「フラワーバスケット」とは、道路の街灯、アーケード施設等に設置するハンギングバスケット及びウォールバスケット並びにこれらに附属して設置するコンテナをいう。

(貸し付けるフラワーバスケット器材等)

第3 貸し付けるフラワーバスケット器材は、次のとおりとし、その貸付台数は、それぞれ市長が必要と認める台数とする。

- (1) フラワーバスケット吊下金具
- (2) フラワーバスケット取付台座
- (3) ハンギングバスケット
- (4) ウォールバスケット
- (5) コンテナ
- (6) スタンディングバスケット
- (7) かん水装置
- (8) 噴霧器

(貸付期間)

第4 フラワーバスケット器材の貸付期間は、当該フラワーバスケット器材の貸付けを受けた日から当該貸付けを受けた商店街組織等（以下「借受者」という。）がフラワーバスケットの撤去その他の事情により当該貸付けを必要としなくなった日までとする。

(借受けの申込み等)

第5 フラワーバスケット器材の貸付けを受けようとする商店街組織等は、盛岡市フラワーバスケット器材借受申込書にフラワーバスケット設置計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、フラワーバスケット器材の貸付けを適当と認めたときは、盛岡市フラワーバスケット器材貸付決定通知書により、不適當

と認めたときは盛岡市フラワーバスケット器材貸付不承認決定通知書により、当該提出をした商店街組織等に通知するものとする。

(貸付料等)

第6 フラワーバスケット器材の貸付料は、無料とする。ただし、当該フラワーバスケット器材の運搬費その他維持管理に要する費用は、借受者が負担しなければならない。

(遵守事項)

第7 借受者は、貸付けを受けたフラワーバスケット器材を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 借受者は、フラワーバスケット器材の使用による事故の防止に万全を期するものとする。

3 借受者は、フラワーバスケット器材をフラワーバスケットの設置及び管理以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、又は他の者に転貸してはならない。

(フラワーバスケット器材の返還)

第8 借受者は、第4の貸付期間が満了したときは、フラワーバスケット器材を速やかに市長に返還しなければならない。

2 借受者は、フラワーバスケット器材を返還しようとするときは、市長の指定する職員の検査を受けなければならない。

(貸付期間中のフラワーバスケット器材の返還)

第9 市長は、フラワーバスケット器材の使用状況又は保管状況が不適切と認めたときは、貸付期間内であっても当該フラワーバスケット器材を返還させることがある。

(損害賠償)

第10 借受者は、自己の責めに帰すべき理由によりフラワーバスケット器材を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 借受者の責めに帰すべき理由によるフラワーバスケット器材の使用中の事故に係る損害賠償の責任は、借受者が負うものとする。